

成田市議会政治倫理審査会提出

意見陳述書

成田市議会議員

上田信博

令和8年7月6日



1 はじめに

本審査請求では、政治倫理条例第3条第1号「法令を遵守し、議会及び議員の名誉及び品位を損なう行為を慎み、疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと」に抵触していると提起されたことから、第2回政治倫理審査会では請求者による意見陳述及び審査委員との質疑が行われました。

本来であれば、請求者は自身が提起した第3条第1号への抵触について、対象議員のどの具体的行為が、第3条第1号に抵触しているのか、具体的な証拠とともに立証すべき立場にあると考えます。

しかしながら、請求者代表からは「現在に至るまで十分な説明がなされていない状況について、政治倫理条例の観点から審査していただきたいということがあります」と発言し、本審査請求対象第3条第1号ではなく、同条例第2条第2項に規定する「説明責任」の観点での審査を求める旨を主張されました。

ここで重要なことは、本審査請求は第3条第1号への抵触を提起しているのであって、第2条第2項は審査対象条項ではないということです。これは明らかに、請求者提出の「審査請求書」に記載された内容から大きく逸脱するものです。

また、他の請求者は「私たちはこの説明責任が果たされていないことそのものが、議会及議員の名誉と品位に関わる問題であり、第3条第1号の趣旨に合致していると思い、審査を要求している次第です」と説明しました。

しかし、実際の請求者の「審査請求書」には「マスメディアが押しかけるに至り、これによって、議会の名誉及び品位を損なっている」との記載で、マスメディアが押しかけたことが第3条第1号に抵触していると記載されています。対象議員の「説明責任が果たされないことそのもの」が、第3条第1号に抵触しているとの記載は審査請求書には一切ありません。この点においても「審査請求書」記載の内容との齟齬が生じていることは明らかなです。

請求者の不明確且つ審査委員に対して混乱をきたす様な説明の結果として、審査委員からは「対象議員のどの具体的行為」が、第3条第1号に抵触しているのか、「(対象議員の二人について) どの辺を問題だと思っているのか」、何度も繰り返しの確認がなされました。

その際、請求者からは「今の段階では判明していないことが沢山ある」や「今(審査委員が) おっしゃられたようなものも含めて審査してほしい」との非常に不明確な回答でした。請求者として「対象議員の具体的な行為」を明確に特定せ

ず、第 3 条第 1 号のどの点に抵触すると考えているのかを提出証拠と共に立証することもないままに、第二回審査会は終了しました。

上述の通り、現時点において請求者は実際の「審査請求書」から逸脱した主張を行い、第 3 条第 1 号に抵触していると考え「対象議員の具体的な行為」の特定もしないことから、その具体的な行為がどの規定に該当すると考えているのか、結果として提出証拠による立証説明もなされていない状況です。

すなわち、これは審査を始める以前に、請求者の本審査請求の申請自体が完全に破綻している状況と考えております。

このような状況の中で審査を進められる上では、まずは次の 4 点の確認が審査委員によって確実に行われることが、公平且つ正当な審査において、最も重要であると考えます。

- 一 第 3 条第 1 号に抵触する「対象議員の具体的な行為」が、請求者によって具体的に特定されているか
- 二 その具体的な行為が政治倫理条例のどの規定に該当すると請求者は主張されているのか

三 その事実を裏付ける証拠が請求者から提出されているか

四 その証拠は条例違反を直接立証する証拠であるか

このような状況において、本審査会を開くことに疑問さえ感じておりますが、私は、政治倫理条例の趣旨を尊重する立場からこそ、本件審査が、先入観、印象又は報道の影響によることなく、条例の文言の正確な解釈のもと、具体的事実及びその立証に値する提出証拠に基づき、公平・慎重・正当な審査が行われることを求め、本書を提出するものです。

2. 本件の性質

まず、本件を適切に審査するためには、本件が如何なる性質を有する事案であるかを整理する必要があります。

本審査請求の発端となった事案は、「民間と民間」の民間企業間の商取引です。本請求の発端となった事案は、民間企業同士の商取引である以上、議会に説明を行い、議会での議論の対象とするべき性質の事案ではないということを、まずはこの時点で、明確に整理する必要があります。

なお、市議会議員が私人として行う一般的な民間企業間の商取引を禁止する法令は存在しません。

上述の通り、民間企業間の商取引である以上、議会での議論の対象とすべき性質ではない事案について、請求者が対象議員に対し第2条第2項の「説明責任」を十分に果たしていないと判断し、それを中心とした主張が繰り返り広げられていること自体に、違和感を覚えます。

更には、請求者が強く審査を求める理由として主張をしている、第2条第2項（説明責任）は、請求者が提出した「審査請求書」において、「審査請求対象条項」に挙がっておらず、実際の請求内容から逸脱した主張であるという点も、ここで改めて明確にしておきます。

3. 議長コメントについて

請求者は、発端の事案が議会へ説明が必要な性質のものであるかどうかの整理もしないまま、実際の審査対象条項ではない第2条第2項（説明責任）を問うことを中心とした主張を行い、あたかも私が説明責任を果たしていないかのように批判し、事実とは歪曲した主張をしていると感じています。

本来であれば、本事案について一切の説明や整理は不要ではありますが、この場で議長コメントの存在とともに、実際の事実経緯を明確にお伝えすることに致します。

まず昨年、以下の議長コメントが出されました。(原文をそのまま引用)

「新聞報道後、報道内容から思い当たる議員から直接話を聞きましたが、報道内容にあった開発事業者との金銭的取引は、私人としての商取引であり、それ以上のことはないとのことでした。

また、市長と開発事業者の面会時に同席した件については、本市では、コンプライアンス条例により、公益通報制度を設けるとともに、働きかけ行為に対する組織的な対応をとっておりますが、執行部から、議員からの働きかけを受けた旨の証言もない状況です。

いずれにいたしましても、本件は倫理条例への抵触が判断できない状況であり、強制的な調査を行う予定はありません。そのため、個人名の公表はいたしません。」

この議長コメントによると、以下4つの事実経緯があったことが明らかです。

- ・ 対象議員は、本事案について議長と話をしていること
- ・ その際、「私人としての商取引であり、それ以上のことはない」と説明し

ていること

- 議員から働きかけを受けた旨の証言もないこと
- 従って倫理条例への抵触が判断できないため、強制的な調査や個人名の公表もしないことと判断されたこと

4. 第2条第2項（説明責任）の解釈と議長コメントを踏まえた事実との整理

ここからは、第2条第2項の解釈と議長コメントを踏まえての事実との整理を行います。

第2条第2項では「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑念をもたれた時には、自ら率先して真摯かつ誠実に事実を明らかにし、その責任を明確にしなければならない」を規定しています。

これを踏まえれば、第2条第2項における「説明責任」とは、議員自らが認識する事案について、誠実に説明する責務を意味するものであり、その説明について、全てのものが納得することまでを義務付けてはいません。また、その説明の方法についても条例には規定されておられません。

従って、ここで最も重要なのは、「説明が行われた」事実の有無であって、請求者が「十分な説明がなされていない」と主張するような、「その説明を第三者がどのように評価するか」という点は、条例への抵触を審査する上で、審査事項の対象外であるということです。

上述の議長コメントを踏まえれば、去年の時点で私は本事案について議長に話をし、その際「私人としての商取引であり、それ以上のことはない」と自ら説明している事実があります。

そもそも議会において、民間企業間の取引に関わる公的な説明は必要ない性質の事案にも関わらず、本事案について私が説明を行ったからこそ、議長コメントが出されたのであって、私からの説明無くして議長コメントは存在し得ません。

この事実を踏まえれば、第2条第2項についての抵触を議論する余地もありません。

5. 本来の請求対象事項第3条第1号の解釈と論点整理

ここからは、請求者が「審査請求書」で提起した、請求対象事項第3条第1号

への抵触の有無について言及するため、まずは、同号の趣旨及び構成を整理し、正しい理解のもとで述べることに致します。

政治倫理条例第3条第1号は、「法令を遵守し、議会及び議員の名誉及び品位を損なう行為を慎み、疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと」を規定しています。

この規定は、一つの義務を定めたものではなく、次の三つの要件から構成されると解されます。

1. 法令を遵守すること
2. 議会及び議員の名誉及び品位を損なう行為を慎むこと
3. 疑惑をもたれるおそれのある行為をしないこと

従って、本審査において請求者からは、

- これらの3つの要件のいずれについて条例違反を主張しているのか
- その要件毎に対象議員のどの具体的行為が該当するのかを特定し、
- 更にはその具体的行為について提出証拠による立証

が行われなければなりません。

則ち、1つ目の要件である「法令を遵守すること」に違反すると主張するのであれば、どの法令に、どの具体的行為が、どのように違反しているのかを提出証拠を以って明らかにする必要があります。

次に2つ目の要件である「議会及び議員の名誉及び品位を損なう行為」があったと主張するのであれば、対象議員のどの具体的行為かを特定し、その行為の証拠と共に、その行為が議会の名誉及び品位を「損う」ことを証明する必要があります。

3つ目の要件である「疑惑をもたれるおそれのある行為」があったと主張するのであれば、疑惑が報じられたという「結果」ではなく、「対象議員の具体的行為」を特定し、その行為の証拠と共に、違反していると評価し得るかを提出証拠に基づいて明らかにしなければなりません。

つまり、本審査において重要なことは、請求者の主張する「新聞報道があったこと」や「疑惑が存在すること」ではありません。

ここで、重要なのは、「対象議員が行った具体的行為」を特定し、その行為が

第3条第1号のどの要件に該当すると主張され、その事実が証拠によって立証されているかという点です。

改めて振り返れば、第二回政治倫理審査会で、審査委員から不明確な回答を重ねる請求者に対して「どの点を疑惑として捉えているのか」、「対象議員の何が問題だと考えているのか」が問われ、請求者が条例に抵触すると考えている「対象議員の具体的な行為」について、繰り返し同様の確認がなされました。

しかしながら、その際、請求者からは「今の段階では判明していないことが沢山ある」また「今（審査委員が）おっしゃられたようなものも含めて審査してほしい」どの回答を重ね、本審査請求を行った請求者として、相応しくない対応だったことは言うまでもありません。

6. 第3条第1号に関する論点と事実を踏まえた整理

請求者からは、第3条第1号の政治倫理条例に抵触していると主張する対象議員の具体的な行動の特定及び証拠による立証がなされない状況であるため、ここでは、第3条第1号を構成する3つの各要件について、私から論点を明確にし、抵触の存否を提出された証拠と共に整理いたします。

① 「法令を遵守すること」への抵触について

本請求の発端となった民間企業間の商取引及び議員としての活動について、私は、一切の法令違反がない事実をテレビ報道でも再三お伝えしてきました。

また、議長コメントに記載のあった通り、成田市ではコンプライアンス条例に基づいた組織的な対応がとられている中で、私から働きかけを受けた旨の証言も一切ないという事実も、既に明らかになっている状況です。

故に、本審査請求において請求者からも「法令順守」についての抵触主張がないものと理解しております。

② 議会及び議員の名誉及び品位を損なう行為

まず、対象者のどの具体的な行為が議会または議員の名誉及び品位を損なったと評価されるのかを明らかにする必要があります。この点、請求者からの「審査請求書」には、本要件への抵触を主張する理由が2点記載されているため、一つずつ内容を整理いたします。

① 「定例会及び成田市議会報告会にマスメディアが取材に押しかけるに至っ

ており、これによって、議会の名誉及び品位を損なっている」(審査請求書の審査請求事の対象となる事由の内容抜粋)

請求者は、マスメディアが押しかけたことに至ったことが、議会の名誉と品位を損なったとの主張をしています。

しかしながら、ここで重要なのは、報道機関が取材に来たこと自体は、「報道機関自身の判断による行為」であるということです。それは、「対象議員の具体的な行為」ではありません。従って、私の具体的な行動の特定がない限りにおいて、本要件への抵触はありません。

- ② 「テレビ局の取材に対し、事実と異なる内容を議長コメントとして回答し、令和7年11月29日に誤った情報がテレビ報道された。このことは議会の名誉及び品位を損なう行為である」（審査請求書の審査請求事の対象となる事由の内容抜粋）

請求者は、成田市議会事務局が報道を行ったテレビ局へ送信したメール内容を用いて、私が事実と異なる内容を議長コメントとして回答したと主張しています。

しかし、ここで問いたいのは、私の実際のコメントと比較を行い、「どの部

分が事実と異なっているのか」という点です。本審査にあたって、請求者は証拠と共に事実と異なる点を明らかにする必要があります。

実際の私のコメント：「成田市では、コンプライアンス条例に基づき、公益通報制度を設け、働きかけ行為に対する組織的な対応と調査を実施しました。その結果、本件について政治倫理条例に抵触するような事実や証言はなく、抵触していると判断されるものはなかったとの調査結果が本日成田市議会より全議員に周知されました」

一方、請求者より提出された成田市議会事務局からテレビ局宛てのメールは、以下の記載があったと認識しています。

- 今回の事案を受け、改めてコンプライアンス条例に基づく調査を実施した旨の報道があった
- 正しくは、本市ではコンプライアンス条例により公益通報制度を設けると共に働きかけ行為に対する組織的な対応をとっているが、小菅地区の地区計画の決定手続きにおいて、当時働きかけ行為について報告はなく、また今回の不適切な事務手続きに関して現在内部調査を進めているが、その調査においても現時点では、議員からの働きかけを受けた旨の証言は確認されていない

というものである

- 正しくは、議長から条例への抵触の有無が判断できない状況である旨を、各会派の代表者を通じて、全議員へ説明した

上記を踏まえると、まずコンプライアンス条例に基づく成田市の組織的な対応に関して、私は事務局のメールに記載された「改めて」という言葉を使って、この事案の為だけに調査を行った旨の回答はしていません。

これについては、請求者がきちんと私のコメントと事務局のメールの内容を正誤比較すれば容易に、私のコメントは事実と齟齬がないことが分かるはずである。

次に、私からの働きかけを受けた旨の証言がないという事実においても、議長コメント及び事務局からのメールと比較し、事実と何ら相違していません。また、政治倫理条例への抵触については「働きかけ行為の証拠がない」ゆえに、「条例への抵触の有無が判断できない状況」だったのであり、私はその事実を踏まえて「本件について政治倫理条例に抵触するような事実や証言はなく、抵触していると判断されるものはなかった」と回答したのであって、何ら議長が公表した事実と相違していないことが確認できます。

議長は成田市議会を代表し、議会として統一の見解及び方針を示す趣旨で議長コメントが出され、それが全議員に周知されたものと理解しています。

従って、議会としての統一の見解が「全議員に周知された」という事実と何ら相違ないと考えます。

個々人がコメントする際に、一文字一句同じ言葉で回答することはないため、言葉の使い方の軽微な差異はあれど、議長コメントにおいて周知された重要な事実と何一つ相違ないことはだれが見ても明らかです。

例えば、コンプライアンス条例に抵触する証言があるにも関わらず「証言はない」と回答したり、条例への抵触を疑われているのに「疑われていない」と真逆の回答をしているのであれば、「事実と異なる」回答をして、「議会の名誉と品位を損なった」との主張は理解できます。

しかし、議長コメントにおける重要な「事実」と私のコメントには何らの齟齬も確認できない状況において、本要件への抵触もあり得ません。

③ 「疑惑をもたれるおそれのある行為」

本審査請求書は、民間企業間の取引に関し「疑惑」が報じられたことを出

発点としています。一方、第3条第1号が規定しているのは、「疑惑」ではなく「疑惑をもたれるおそれのある行為」であるため、「疑惑」と「疑惑をもたれるおそれのある行為」は区別して議論をする必要があります。

一般に「疑惑」とは、ある事実について疑いが存在する状態又はそのような疑いが社会において指摘されている状態をいうものと認識しています。

これに対し、政治倫理条例第3条第1号が問題としているのは、「対象議員が行った具体的行為」が、「疑惑を持たれるおそれのある行為」と評価し得るか否かという点です。

しかし、請求者は、新聞および週刊誌等の、実際にはそれが事実に基づいているかどうか判明しない情報を基に、「事実関係を示す客観資料として提出した」と述べるにとどまり、対象議員の具体的行為を特定することなく、故にそれがどのような疑惑をもたれるおそれのある行為に該当すると考えているのかの明示や証拠を伴った立証説明も行っていない。

かかる状況下、私としては以下の通り本要件の論点を整理致します。

まず、本件は民間企業間の商取引を背景とする事案です。市議会議員が私人として民間と民間の企業間の一般的な商取引を行うことを禁止する法令は存在し

ません。

したがって、もし、請求者が政治倫理条例第3条第1号違反を主張するのであれば、本事案の民間企業間の商取引そのものではなく、その商取引に関連して、議員として行政に対して不当な働きかけを行った事実が存在することを、提出証拠によって立証する必要があります。

しかし、請求者からの本件提出証拠からは、そのような行政に対して不当な働きかけを行った事実が存在することを立証するような証拠は一切提出されていません。

そして、最も重要なことは、「働きかけ行為があった旨の証言がない」との事実が、昨年の議長コメントによって立証されていることです。従って、この時点で、本要件においても抵触の余地は一切ありません。

7. 終わりに

本件審査は、報道の有無や社会的印象、あるいは請求者の推測や疑念の当否を判断する場ではありません。政治倫理条例第3条第1号の規定に照らし、対象議員のどの具体的行為が条例に抵触すると評価されるのかを、提出証拠に基

づいて客観的かつ法的に判断することこそ、本審査会に求められる本来の役割
であります。

本件は、その発端が民間企業間の商取引に関する事案であり、そのこと自体
を条例違反と評価することはできません。仮に、条例違反を認定するのであれ
ば、商取引そのものではなく、対象議員が議員の地位を利用し、条例第3条第
1号に抵触する具体的な行為を行った事実が、証拠によって立証されなければ
なりません。

しかしながら、第二回政治倫理審査会においても、請求者からは第3条第1
号に抵触するとする私の具体的行為は明確に特定されず、その行為が条例のい
ずれの要件に該当するのかについても整理されませんでした。また、その事実
を裏付ける証拠による立証も行われていません。

請求者として当然の対応が実施されない、審査請求自体が完全に破綻してい
る状況下、私からは条文解釈及びその論点を明確にした上で、証拠と共に詳し
く説明し、第3条1号への抵触の余地は一切ないことを申し上げました。これ
によって、請求者の審査請求は、条例違反を認定するために必要な具体的事実
及び証拠による立証を欠いていることが明らかになったものと考えておりま
す。

したがって、本件について政治倫理条例第3条第1号に抵触すると認定する根拠は存在せず、本審査請求の理由がないものと考えます。

政治倫理審査会は、市民及び対象議員双方から信頼される公平かつ公正な手続の下で運営されることが求められます。そのためには、報道や印象に左右されることなく、条例の文言、請求内容、対象議員の具体的行為及び提出証拠の証明力を総合的かつ慎重に検討した上で判断されることが不可欠であります。

宇都宮委員長におかれましては、本審査結果を公表される際には、対象議員のどの具体的行為を認定し、その行為が政治倫理条例第3条第1号のいずれの要件に該当すると判断したのか、その認定を支える証拠及びその評価理由を、第3条1号規定の内容解釈とともに明らかにしていただくよう、強くお願い申し上げます。

最後に、本件審査が、条例の趣旨に基づく、公平・公正な判断となることを求め、私の意見陳述といたします。